

5 財産・債務

目 次

1	財産・債務の現状	財産- 1
2-1	財産・債務の承継の全体概要	財産- 5
2-2	財産の承継	財産- 9
2-3	債務の承継	財産- 15
3	個別検討項目	財産- 22
4	特別区及び大阪府への承継の姿	財産- 26

この資料における用語について

「政令等会計」	特定の収入（保険料など）によって、まかなわれている事業について、一般会計と区別して経理する会計。公債費会計は政令等会計に含める
「準公営企業」 「公営企業」	水道事業など、民間企業のようにサービスを受ける方の料金を基本に運営している企業 準公営企業・・・地方公営企業法の規定（財務規定等、組織、身分取扱い）のうち財務規定等が適用される 公営企業・・・地方公営企業法の規定の全部が適用される

「行政財産」	公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産 「行政的目的のある普通財産」「無体財産権」のほか、公有財産以外の財産のうち「物品」を含めることとする
「普通財産等」	「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」とする（行政財産に含めたものを除く）

1 財産・債務の現状

(1) 大阪市の財産・債務の現状

- ◆ 大阪市の保有する財産は、全会計で約 1 兆 3 千 5 百 1 7 9 億円
- ◆ 大阪市の地方債は、全会計で約 3 兆 5 千 5 百 9 5 億円
・債務負担行為としては、別途 約 6 千 4 百 8 7 億円

■ 大阪市各会計の財産・債務の状況

会計区分		財産	債務	
			地方債	債務負担行為
一般会計		10兆7,998億円	2兆7,830億円	3,250億円
政令等会計 (8会計)	食肉市場、駐車場、母子父子寡婦福祉貸付資金、国民健康保険、心身障害者扶養共済、介護保険、後期高齢者医療、公債費	6,961億円	29億円	210億円
小 計		11兆4,960億円	2兆7,859億円	3,459億円
準公営企業 (3会計)	中央卸売市場事業 港営事業 下水道事業	1兆5,287億円	6,405億円	1,830億円
公営企業 (2会計)	水道事業 工業用水道事業	4,932億円	1,331億円	1,198億円
全会計 合計		13兆5,179億円	3兆5,595億円	6,487億円

1 財産・債務の現状

(2) 一般会計・政令等会計の財産

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
土地	4,408件 5,309ha	5兆8,686億円	道路、公園、霊園、地域集会所敷地など	3件 15ha	253億円	食肉市場事業会計 (土地) 10ha 103億円 (建物) 3ha 44億円 (工作物) 41件 6億円
うち普通財産 (行政財産に含めたものを除く)	444件 181ha	2,126億円	事業廃止又は利用計画のない土地、小学校跡地、市営住宅跡地など	-	-	駐車場事業会計 (土地) 5ha 150億円 (建物) 15ha 151億円 (工作物) 6件 13億円
建物	2,664件 1,310ha	1兆4,544億円	学校、保健所、市営住宅、市本庁舎、区役所、消防署、ごみ焼却工場など	23件 18ha	194億円	
うち普通財産 (同上)	145件 47ha	779億円	事業廃止又は利用計画のない建物、保育所跡、庁舎跡など	-	-	
工作物	184,917件	2兆642億円	道路舗装、橋りょう、門、塀、表示板など	47件	19億円	
うち普通財産 (同上)	546件	49億円	事業廃止又は利用計画のない土地、建物の従属物など	-	-	
小計		9兆3,873億円			467億円	

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
物品	6,801件	441億円	美術品、消防関係の物品 など	26件	1億円	
動産	56件	－	船舶、浮棧橋、消防用ヘリ など	－	－	
物権	27,370㎡	－	地上権	－	－	
無体財産権	12件	－	市業務に関連して取得した特許	－	－	
株式	30社	7,125億円	関西電力（株）株式、関西国際空港土地保有（株）株式、大阪港埠頭（株）株式、大阪市高速電気軌道（株） など	－	－	
出資による権利	60件	2,468億円	（独法）日本高速道路保有・債務返済機構出資金、公立大学法人大阪市立大学出資、（公財）大阪府暴力追放推進センター出損金 など	－	－	
債権	46件	1,571億円	関西国際空港土地保有（株）貸付金、大阪外環状線鉄道（株）貸付金、アジア太平洋トレードセンター（株）貸付金 など	5件	32億円	母子福祉貸付金 など
基金・現金	40件	2,520億円	大阪市財政調整基金、大阪市教育振興基金、不動産運用基金 など	3件	6,462億円	公債償還基金 など
合計	－	10兆7,998億円		－	6,961億円	

※ 端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある(次ページ以降も同じ)

財産

一般会計・政令等会計

土地・建物・工作物	大阪市公有財産台帳データ (H31.3.31時点)
物品	大阪市財務会計システム物品管理データ (H31.3.31時点) (注) 取得価格100万円以上のものを抽出
動産	H30年度決算書「H30年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
物権	H30年度決算書「H30年度大阪市財産に関する調書」ベース (平方メートル)
無体財産権	H30年度決算書「H30年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
株式・出資による権利	H30年度決算書「H30年度大阪市財産に関する調書」ベース
債権	H30年度決算書「H30年度大阪市財産に関する調書」ベース
基金・現金	H30年度決算書「H30年度大阪市財産に関する調書」ベース (基金のみ)

※処分済みのもの、償還済みの貸付金、廃止済みの基金などは除外

準公営・公営企業会計

…H30年度各会計決算ベース

債務

債務負担行為	R元年度各会計9月補正後予算ベース (R元年度以降支出予定額) ※支出予定額として具体的な金額の記載がないものは、合計金額に含めていない
地方債	H30年度各会計決算ベース

(1) 基本的な考え方

- ◆ 特別区の設置に当たり、特別区（一部事務組合含む）や大阪府において、住民サービスを適切に提供できるよう、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定

【一般会計・政令等会計について】

- 財産については、事務分担(案)や財産の性格を踏まえながら、承継ルールを設定
- 債務負担行為については、債務の性格別に承継ルールを設定
- 地方債については、債権者保護の必要性等を踏まえながら、承継ルールを設定

【準公営企業会計について】

- 事務分担(案)に基づき、会計ごと大阪府に承継

【公営企業会計について】

- 民営化の動きを踏まえ、個別に検討

2-1 財産・債務の承継の全体概要

(2) 一般会計・政令等会計における承継ルール





(財産の承継)

区分	承継ルール	備考
行政財産 公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産 「行政的目的のある普通財産」「無体財産権」のほか、公有財産以外の財産のうち「物品」を含めることとする	行政執行に直接使用する財産 住民サービスの適切な承継を重視	事務分担(案)に基づき財産の所在特別区（一部事務組合含む）や大阪府に承継 小・中学校、幼稚園、保健所、道路、公園、物品など
普通財産等 「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」とする（行政財産に含めたものを除く）	行政執行への寄与は間接的 市民が築いた財産であることを重視	所在特別区に承継を基本 大阪府には、事務分担(案)等に密接不可分なものに限定 施設の跡地、株式、債権など

(債務の承継)

区分	承継ルール	備考
債務負担行為 確定債務 契約等に基づき、債務の金額や相手方が確定している債務	契約等は各事業と密接不可分	事務分担(案)に基づき承継 市営住宅、公園の工事などで複数年度にわたる契約
偶発債務 現在は債務ではないが、一定の事由を条件として、将来債務となる可能性がある債務	外郭団体等の資金調達への与信は、大阪市と同等の与信能力のあるものに承継	大阪府に承継を基本 損失補償
地方債	債権者保護の観点、市場秩序の維持に留意	大阪府に承継し、償還 (母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還) 償還財源は財政調整財源等で負担

(3) 準公営・公営企業会計における承継ルール

区分	事業	承継ルール
準公営企業	中央卸売市場事業	 事務分担(案)に基づき、会計ごと大阪府に承継
	港営事業	
	下水道事業	
公営企業	高速鉄道事業 (地下鉄)	 「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン（案）」（H28年12月）を策定（平成29年1月改訂） ・100%大阪市出資の株式会社を設立し、上下（運行・運営、施設保有）一体で事業の引継ぎを行う（目標年度：H30年度） ⇒ 新会社の株式は、株式の承継ルールに沿って特別区に承継
	自動車運送事業 (バス)	 「バス事業引継ぎ（民営化）プラン（案）」（H29年1月）を策定 ・交通局の外郭団体である大阪シティバス（株）へ一括譲渡 ・大阪シティバス（株）の株式は、大阪市が34.7%、地下鉄新会社が65.3%を所有（目標年度：H30年度） ⇒ 大阪シティバス（株）の株式は、株式の承継ルールに沿って特別区に承継
	水道事業	 事務分担(案)に基づき、会計ごと大阪府に承継
	工業用水道事業	

大阪府に承継する準公営・公営企業関係の
 地方債の償還財源は、各企業が負担

2-1 財産・債務の承継の全体概要

(4) 財務リスクの取扱い

将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される財務リスクには、リスクが顕在化しているものや、今後、債務が発生する可能性があるもの（偶発債務）などがあるが、管理するリスクの規模や与信能力などの観点から、事務分担（案）に対応して承継すべきものを除き、**大阪府で一元化して管理することを基本とする**

財務リスクの類型	今後の対応の方向性等
リスクが顕在化しているもの （例）阿倍野再開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発行済みの大阪市債は大阪府に承継し、計画的に償還 ・起債の償還財源は、財政調整交付金により財源保障
今後、債務が発生する可能性があるもの（偶発債務） （例）MDC（湊町開発センター） ATC（アジア太平洋トレードセンター） クリスタ長堀	<ul style="list-style-type: none"> ・融資の枠組みを維持するため、財務リスク（損失補償の債務）を大阪府に承継 ・引当財源として財務リスク相当額の大阪市財政調整基金を大阪府に承継 ・損失補償の相手方に対する大阪市貸付金についても大阪府に承継 ・引当財源が不足する場合は大阪府・特別区協議会（仮称）で協議 ・大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分 ・偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定
特別会計所管事業	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの会計ごとに、現在実施している経営計画等に基づいた取り組みを進めた上で、各事業を承継した事業主体において対応

2-2 財産の承継

(1) 一般会計・政令等会計における財産の承継の基本的な考え方

- 現在の大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なもの
- 財産は、必要な住民サービスを支え、生み出す基盤として、適切に承継していく必要



- ◆ 事務分担(案)に基づき、各特別区（一部事務組合含む）や大阪府に承継
- ◆ 大阪市の財産は、その性格を踏まえ、財産の所在する特別区への承継を基本とし、大阪府への承継は、事務分担(案)により承継が必要となるものに限定
- ◆ 大阪府へ承継される財産の事業終了後の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、個々の財産の状況を踏まえ、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定
- ◆ 「行政財産」「無体財産権」「普通財産等」に区分し、承継ルールを整理

2-2 財産の承継

(2) 行政財産の承継

- ◆ 住民サービスの提供などの行政目的の達成のため、直接の物的手段として使用されるもの
- ◆ 普通財産のうち、福祉施設、子育て施設など行政目的をもって貸付け、住民サービスに供している財産など

(承継ルールのお考え方)

- ◆ 特別区の設置に当たり、住民サービスが適切に提供されるよう、**事務分担（案）に基づいて、各所在特別区（一部事務組合含む）又は大阪府に承継**


事務分担(案)	承継先	事例
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園、市本庁舎、区役所などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器、車両 など
特別区 (一部事務組合)	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府	大阪府	高等学校、府道、大規模な公園、国際見本市会場（インテックス大阪）、消防施設などの土地・建物・工作物、これらに付随する車両・船舶・航空機 など

(3) その他の行政財産の取扱い（無体財産権）

- ◆ 特許権・商標権等の無体財産権は、特定の事務の目的を達成するために得たもの

(承継ルールの考え方)

- ◆ 無体財産権は、関連する事務と密接不可分であるため、**事務分担（案）に基づいて、各特別区（一部事務組合含む）又は大阪府に承継**



事務分担(案)	承継先	事例
特別区	関連する財産の 所在特別区	資源ごみの検出方法に関する特許権（H31.2.25存続期間満了）
特別区 (一部事務組合)	一部事務組合	斎場における棺台車に関する特許権（H29.6.26存続期間満了）など
大阪府	大阪府	大阪府市エネルギー戦略に対する提言（著作権）

2-2 財産の承継

(4) 普通財産等の承継

- ◆ 普通財産等は、住民サービスに直接使用されるものではなく、主に経済的価値の発揮を目的とするもの

(承継ルールの考え方)

- ◆ 特別区の設置に当たり、**特別区（一部事務組合含む）に承継することを基本とする**
- ◆ 例外として、大阪府に承継するものは、事務分担(案)に基づくものや債務承継に伴うものなど、大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定

* 財産区分ごとの承継ルールの考え方等については、下記ページに後掲

財産区分	特別区への承継方法	事例	頁 (*)
不動産 (土地・建物 ・工作物)	所在特別区	区役所跡地、学校等跡地、市民交流センター跡地、市営住宅建替跡地 など (例外) ・市外に所在する土地・建物 《一部事務組合》 など	財産-36
株式・ 出資による 権利	特別区数割	関西電力(株)株式、大阪市高速電気軌道(株)株式、財団法人への出資、出捐 など (例外) ・港湾、空港、高速道路事業に関連する株式・出資金 《大阪府》 ・公立大学法人大阪市立大学出資 《大阪府》 など	財産-36

債権 (貸付金・保証金)	・個人向け貸付金 債務者割（区内の債務者数や債務額に応じて配分）	災害援護資金貸付金、国民健康保険出産費資金貸付金 など	財産-36 財産-37
	・法人向け貸付金 特別区数割（各特別区に均等に配分）	大阪外環状鉄道(株)貸付金 など (例外) ・大学、港湾、空港、高速道路事業に関連する貸付金 《大阪府》 ・湊町開発センター(MDC)・アジア太平洋トレードセンター(ATC)・クリスタ長堀にかかる各貸付金（損失補償債務関連）《大阪府》 など	
	・保証金 賃借施設等の所在特別区	賃借施設にかかる入居保証金（敷金） など (例外) ・消防職員災害待機宿舎保証金 《大阪府》 ・アジア太平洋トレードセンター(株)保証金 《大阪府》	
基金・現金	特別区数割、人口割など客観的な指標により配分	大阪市教育振興基金、大阪市社会福祉振興基金、大阪市おとしより健康基金、災害救助基金 大阪市財政調整基金（MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償相当額を除いた後の額） など (例外) ・大阪市介護給付費準備基金 《一部事務組合》 ・大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金 《一部事務組合》 ・大阪市地域活性化事業基金 《関係特別区》 など	財産-37
	・債務・財務リスクへの引当て 大阪府に承継	・公債償還基金 《大阪府》 ・大阪市財政調整基金（MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償に相当する額）《大阪府》	
	・万博会場建設費の負担 大阪府に承継	万博会場建設費を負担する基金（特別区設置後に生じる額を負担するものに限る）《大阪府》	

2-2 財産の承継

(5) 承継における留意すべき事項

(行政財産)

項目	承継方法	備考
受益、利用範囲が複数の特別区に広がるものや、市内に一ヶ所しかない施設 (例)市本庁舎、大阪国際交流センター、がん検診車 など	施設等の所在する特別区に承継	共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整
特別区と大阪府に区分される事務の双方に利用されている施設 (例)都島センタービル、此花会館、あべのフォルサ など	施設等の所在する特別区に承継 <small>※主用途が大阪府の事務に係る施設を除く</small>	関係特別区と大阪府で協議・調整のうえ共同利用

(普通財産等)

項目	承継方法	備考
株式・出資による権利	各特別区に均等に承継	<ul style="list-style-type: none"> ・公益上の理由により、主に議決権の行使等を目的に保有するものであることから、各特別区の相手方法人等に対する関与の度合いを均等にすることが適当と考え均等に配分 ・株主としての権利を行使するために一定の持株比率が必要な場合には各区の共同により、従来の株主としての権利を行使することも可能 ・権利を共同で行使するかどうかは、各特別区長が協議の上、判断

2-3 債務の承継

(1) 債務の承継の基本的な考え方

- 特別区の設置に当たり、各特別区が新たに負担する債務は、各特別区が履行、償還
- 一方で、特別区の設置の日前の大阪市の債務については、債権者の保護に配慮しながら、履行、償還の責任を果たしていく必要

◆承継に際しては、債務の内容によって異なる対応を検討する必要

- ・工事請負契約などの確定債務は、各事業との関係が密接不可分
- ・損失補償は、関係金融機関に対する与信の維持が重要
- ・地方債については、市場公募債の取扱いをはじめ、特有の課題を踏まえた対応が必要

◆債務の内容、債権者保護の必要性などを踏まえ、「債務負担行為」や「地方債」の区分に応じて承継先を整理

◆将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される「財務リスク」についても、今後の対応の方向性を整理

(2) 債務負担行為の承継

- ◆ 債務負担行為は、議決を経た予算に基づき、債務を負担することとしたもの
⇒特別区設置後も、承継先を明確にして、債務を履行する必要
- ◆ 「確定債務」と「偶発債務」に区分し、承継ルールを整理

① 確定債務の取扱い

(承継ルールの考え方)

- ◆ 債務負担行為に基づく契約等は、各事業と密接不可分であることから、**事務分担(案)に基づいて、特別区（一部事務組合含む）又は大阪府に承継**
- ◆ 複数の特別区にまたがるものについては、例えば工事区間延長や経費積算などにより、関係特別区の負担割合をあらかじめ確定

2-3 債務の承継

(確定債務と承継先)

(項目・金額は、R元年度大阪市9月補正後予算による)

(単位：億円)


項目	R元年度以降 支出予定額	事務分担(案)に基づく承継先	承継基準
◆一定期間経常的に実施する事業			
家賃対策補助・利子補給など助成事業	126	各特別区	対象者等に応じた所要額
省エネルギーサービス(ESCO)事業	11	各施設を所管する団体 (特別区、一部事務組合又は大阪府)	
基幹事務系システムに関する契約 (税務、総合福祉、住民基本台帳など)	52	一部事務組合	
上記以外のシステムに関する契約	92	現行システムを承継する特別区又は大阪府	
◆投資的事業の経費を割賦負担するもの			
緑地・公園等の整備、市内府営住宅の移管に伴う資金の償還	599	所在特別区	各事業の償還所要額
◆土地信託事業の負債の立替金を割賦負担するもの			
弁天町駅前開発土地信託事業に係る和解に伴う立替金元本の弁済	319	事務を承継する特別区	
◆投資的事業			
市庁舎・市営住宅等建設・改修工事	501	所在特別区	各工事契約の所要額
街路・橋りょう・共同溝・公園整備等	1,030	対象施設の所管団体 (特別区、一部事務組合又は大阪府)	各工事契約の所要額
消防庁舎建設工事等	35	大阪府	
市立大学学舎整備助成	62	大阪府	
校舎建設工事	387	対象校を所管する団体 (特別区又は大阪府)	各工事契約の所要額

② 偶発債務の取扱い

(承継ルールの方)

- ◆ 損失補償は、外郭団体等が金融機関から資金を調達できるようにするために、大阪市が行ってきたもの
- ◆ 金融機関は、損失補償での与信により、融資を実行・継続してきたもの
- ◆ 融資の枠組みを維持するには、同等の与信能力のある者に承継する必要があるため、事務分担(案)に対応して承継すべきものを除き、**大阪府に一元化して承継することを基本とする**

(偶発債務に対する引当財源についての考え方)

- ◆ 偶発債務については、一時期に多大な財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与える可能性があり、対応する財源をあらかじめ引き当てておくことが必要
- 
- 偶発債務の引当財源として、大阪市財政調整基金のうち、財務リスク相当額を大阪府に承継
 - 損失補償の相手方に対する大阪市貸付金についても、大阪府に承継。発生する元利償還金は、将来リスクへの引き当てとして基金に積み立て
 - 引当財源が不足する場合の財源捻出や特別区の負担方法などについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議
 - 大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分
 - 偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定

2-3 債務の承継

(偶発債務と承継先)

(項目・金額は、R元年度大阪市9月補正後予算による)

(単位：億円)

項目	損失補償等の 対象債務残高	承継先
都市再開発融資に伴う損失補償 (注)	33	特別区
外貿埠頭・フェリー埠頭建設資金調達に伴う損失補償 (大阪港埠頭(株)関係)	2	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 (MDC(湊町開発センター)関係)	※ 38	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 (ATC(アジア太平洋トレードセンター)関係)	※ 185	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 (クリスタ長堀関係)	※ 70	大阪府

(注)「都市再開発融資」は、事業者が市街地再開発事業によって建設した建物の一部を購入する資金を大阪市と各金融機関が協調して融資する制度。この融資事業の事務分担(案)は「特別区」であり、損失補償も融資事業と一体不可分なものであることから、「特別区」に承継

※大阪市HP「財務リスクに係る取組・処理状況について(2019年3月末見込み)」による

(3) 地方債の承継

(承継ルールの考え方)

- ◆ 事務分担(案)のもとで、各特別区及び大阪府が新規に発行する地方債は、それぞれの判断と責任で発行、管理
- ◆ 一方で、発行済みの大阪市債については、債権者保護の観点から、**大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする** (ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還)

○市場秩序維持の観点から分割できない

⇒市場公募債(注)など既に金融市場で取引されている大阪市債を回収し、「特別区債」に分割(名義変更)することは、事実上不可能。また、債権者保護を優先し、市場の秩序維持を図る観点からも、大阪市債は一元的に大阪府に承継し、償還することが適当

(注)市場公募債とは、証券市場において、広く投資家に購入を募る方法により資金調達をした地方債
大阪市では、民間等資金の大部分を市場公募債で資金調達(H30年度末地方債残高(全会計)3兆5,595億円に占める民間等資金は、2兆8,568億円で、そのうち市場公募債は、2兆1,385億円[詳細は参考資料 財産-38,財産-39ページ])

○財産形成につながらない地方債の取扱い

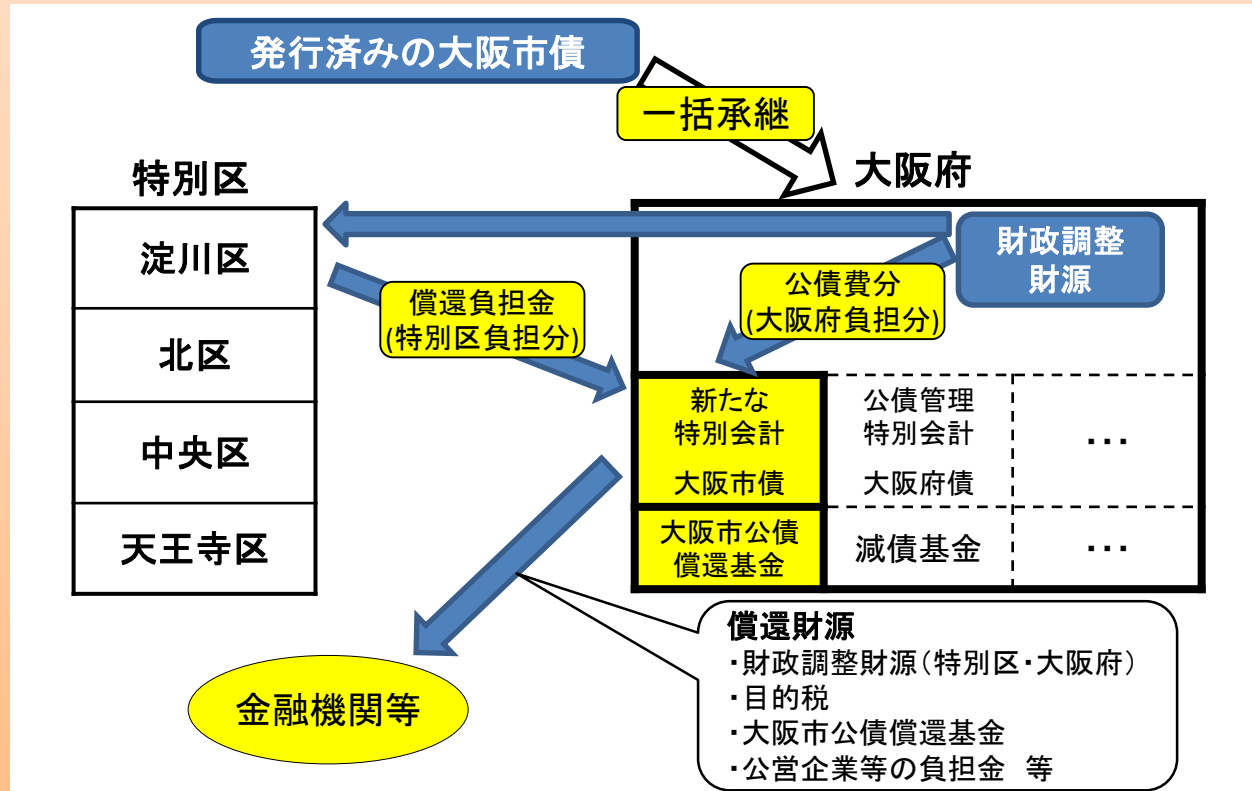
⇒地方債は、本来、建設事業など財産形成につながる事業の財源として発行されるが、財産形成につながらない大阪市債も発行されており、これらの各特別区ごとの債務残高を確定させることができないため、一元的に承継し、償還することが必要(例えば、地方交付税の代替として発行される臨時財政対策債、減収補てん債、退職手当債等の赤字債)

2-3 債務の承継

(大阪府に承継される地方債の償還についての考え方)

- ◆ 発行済みの大阪市債は一括して、大阪府へ承継 (ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還)
- ◆ 大阪市債の承継に併せて、大阪市の「公債償還基金」も大阪府へ承継
- ◆ 特別区の償還負担は、各特別区の人口 (市営住宅に係る償還負担金は建物の財産台帳価格) を基本に按分し、債務負担行為を設定
- ◆ 償還費用は特別区と大阪府の事務分担 (案) に応じた割合で負担し、財源は財政調整財源等で確保
- ◆ 大阪府では、承継する大阪市債に関する公債管理を独立・明確化するため特別会計を新設

《参考イメージ》



(4) 財務リスクの取扱い

- ◆ 将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される財務リスクには、①リスクが顕在化しているもの、②偶発債務のうち、今後、債務が発生する可能性があるもの、③特別会計所管事業に係るものがあるが、管理するリスクの規模や与信能力などの観点から、事務分担（案）に対応して承継すべきものを除き、**大阪府で一元化して管理することを基本とする**

(財務リスクの類型別承継先)

※項目・金額は、「財務リスクに係る取組・処理状況について（2019年3月末見込み）」による

①リスクが顕在化しているもの

項目	今後の収支不足見込額等	承継先	今後の対応の方向性
阿倍野再開発事業	(2063年度まで) 500億円	大阪市債・大阪府 財産・所在特別区	大阪市債は一括して、大阪府へ承継し償還 ※阿倍野再開発事業は、平成27年度末で市街地再開発事業 会計を廃止し、一般会計に移管
此花西部臨海地区 土地区画整理事業	(2049年度まで) (-) 億円		
オーク200 (土地信託事業)	和解金(2023年度まで分割払) 318億円 分割払利息(4億円)	所在特別区	大阪市財政調整基金を活用し、和解調書に基づき各特別区が 負担の上、支払い

②偶発債務のうち、今後、債務が発生する可能性があるもの

項目	債務額 ※ () は必ずしもリスクが顕在化しないもの	承継先	今後の対応の方向性
MDC (湊町開発センター)	金融機関借入金 (38億円)	大阪府	関係法人の経営状況を監視し、経営改善を進める
ATC (アジア太平洋トレードセンター)	金融機関借入金 (185億円)		
クリスタ長堀	金融機関借入金 (70億円)		

③特別会計所管事業 (準公営・公営企業会計、国保会計)

項目	資金不足額等	承継先	今後の対応の方向性
国民健康保険事業	累積赤字額 26億円	各特別区	・大阪市では、収納対策の強化など会計の健全化に取り組んでいるが、国保の広域化に向けた条件整備として、平成33年度 末で累積赤字の解消を図るとする「大阪市国民健康保険事業 会計累積赤字解消計画」に基づく取り組みを実施中

3 個別検討項目 ～処分検討地～

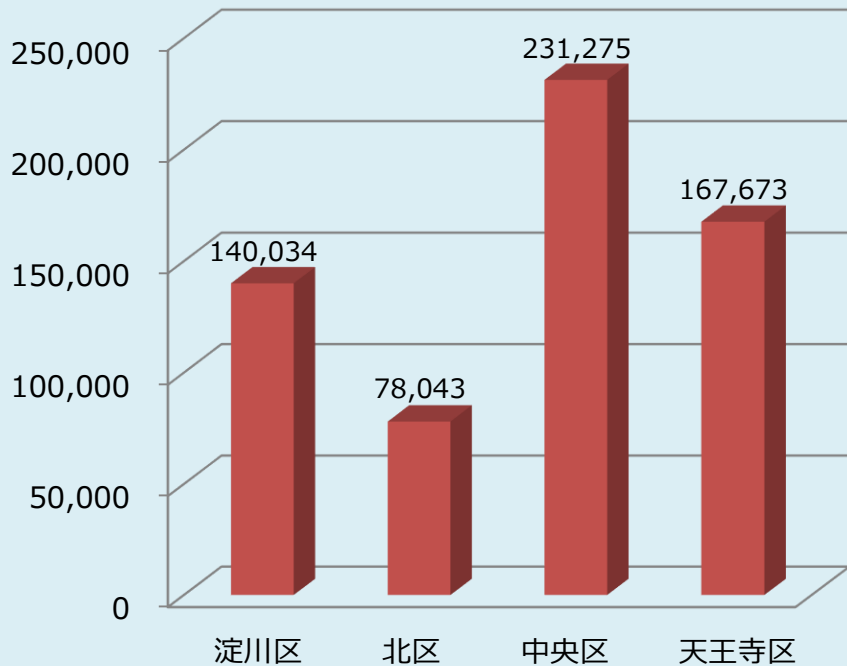
(1-1) 処分検討地の偏在 (「大阪市未利用地活用方針一覧」平成29年6月30日現在)

(「処分検討地」とは大阪市未利用地活用方針において処分を検討する用地として位置づけられた用地)

- ◆ 市内に所在し、特別区へ引き継がれる処分検討地が偏在
- ◆ これまで市域全体で一体的に保有してきた「処分検討地」について、特別区間で偏在(下図参照)が生じる

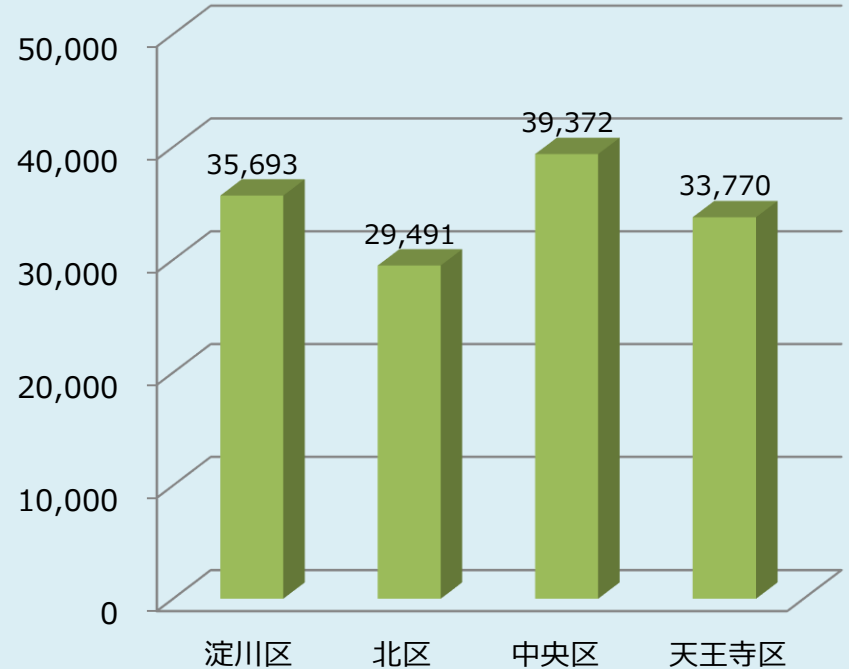
■ 偏在の状況 (面積)

最大格差 約2.96倍



■ 偏在の状況 (人口一人当たり財産【円】)

最大格差 約1.34倍



(1-2) 処分検討地の偏在是正の仕組み

【現 状】

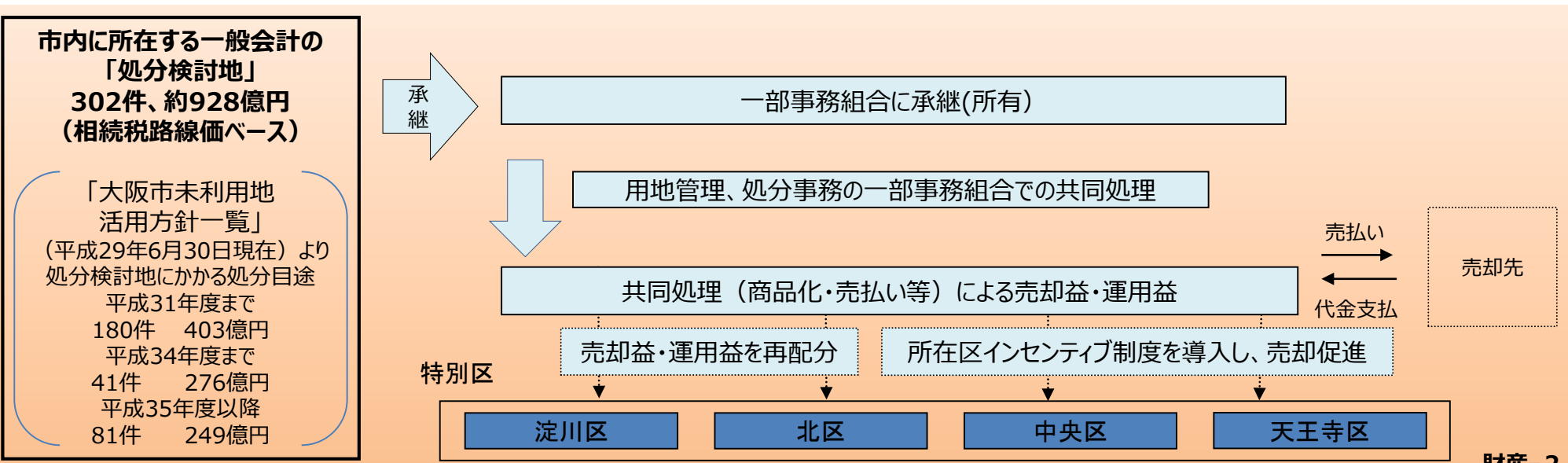
- ◆ 大阪市の実情として、財政上の要請からも財産処分による補填財源の確保は喫緊の課題
- ◆ 特別区設置後も引き続き財産処分による補填財源の確保が必要

【課 題】

- ◆ これまで市域全体で一体的に保有してきた処分検討地について、承継先を所在特別区とすることで各特別区間に偏在が生じる

【課題に対する対応】

- ◆ 特別区の設置の日前における処分検討地を、**一部事務組合に承継し、特別区全体で活用することを基本**
 - ◆ 一部事務組合において**管理・処分事務を行い、売却益等を各特別区に再配分（人口割り）**し、偏在を是正・補填財源を確保
 - ◆ 処分検討地の売払いにかかる**所在区インセンティブ制度を導入し、売払い促進に努める**
- (参考：現在の大阪市におけるインセンティブ制度では、地元調整など所在区が売却に向けた取り組みを行った場合は、区売却促進インセンティブとして、3%～5%を配分)
- ◆ 一部事務組合において処理する期間は**特別区設置後一定期間（5年程度）を目途**とし、その後の取扱いは、一部事務組合において協議



3 個別検討項目 ～地下鉄・バス事業～

(2-1) 地下鉄・バス事業（平成30年4月民営化）の資産

◆ 民営化に伴う地下鉄・バス事業の資産の取扱い ※地下鉄・バス事業の民営化プラン案より

○ 地下鉄・バス事業の資産

新会社へ現物出資 1兆3,444億円、**一般会計へ引継 83.5億円**、自動車運送事業会計の終結処理 508億円

○ 交通局保有の関西電力株式

・株式は地下鉄新会社へ移管

・交通局が負担する株式の時価相当額を財源として、**大阪市交通政策基金を設置**（平成29年3月29日）

※基金の用途、目的：地下鉄・バスにおける安全対策やサービス改善施策などに関する臨時的・投資的な経費に充当する
（具体例：BRT社会実験における準備に関する投資 など）

○ 地下鉄・バス事業の新会社の株式

大阪市が地下鉄新会社の株式100%、大阪シティバス(株)の株式34.7%を所有（予定）

(特別区設置時の対応)

○ 一般会計に引き継がれた資産は、事務分担（案）に基づいて、特別区又は大阪府に承継

区 分	地下鉄事業分		バス事業分
	固定資産（54.8億円）	投資その他の資産（2.8億円）	固定資産（25.9億円）
特別区へ承継(約68.5億円)	東成複合施設敷地（東成区民センター、図書館） 屋内プール敷地（城東区）、処分検討地 など	地下鉄準備会社株式 地方公共団体金融機構出資金	処分検討地、道路 など
大阪府へ承継(約15億円)	消防局本局庁舎敷地、道路 など		道路

※金額は、地下鉄・バス事業の民営化プラン案に記載された平成29年度末予定の簿価額

※特別区又は大阪府への承継金額は、現時点の見込額

○ 地下鉄新会社及び大阪シティバス(株)の株式は、**普通財産等の承継ルールにより、特別区に承継**

○ 大阪市交通政策基金は、**普通財産等の承継ルールにより、特別区に承継することを基本**

※基金の配分については、承継ルールの考え方に基づき人口割りを基本

(2-2) 地下鉄・バス事業（平成30年4月民営化）の債務

◆ 民営化に伴う地下鉄・バス事業の債務の取扱い ※地下鉄・バス事業の民営化プラン案より

○ 地下鉄・バス事業の地方債等の償還

区 分	会 計	地方債等	金 額	償還方法
地下鉄事業	高速鉄道事業会計	企業債 (財政融資資金等)	3,540億円	繰上償還 ※交通局が銀行からの一時借入金で償還
		企業債 (市場公募債等)	1,258億円	償還財源を一般会計に一括して繰入れ、その後一般会計において順次償還 ※交通局が銀行からの一時借入金で繰入
	一般会計	出資債・補助金債 (財政融資資金等)	481億円	繰上償還 ※交通局が一般会計に繰入する企業債（市場公募債等）の償還財源（1,258億円）を活用し償還
		出資債・補助金債 (市場公募債等)	849億円	変更なし
バス事業	自動車運送事業会計	企業債	38億円	高速鉄道事業会計へ資産を有償所管換えし、その収入で償還 不足する場合は、高速鉄道事業会計が負担
		一般会計借入金	62億円	

(特別区設置時の対応)

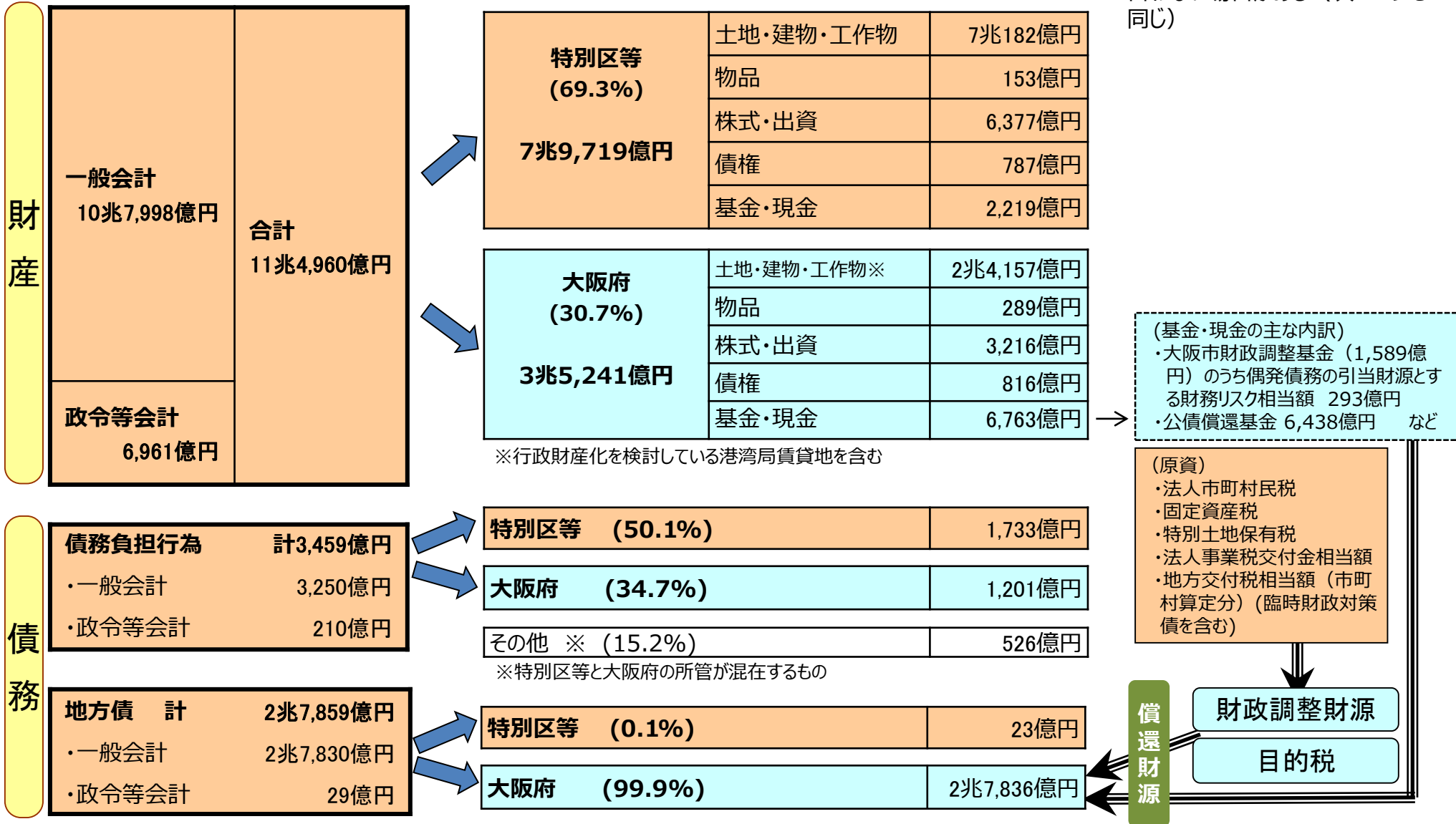
- 地方債は、他の一般会計の地方債と同様の扱いとする
 - ・承継ルールに基づき、一括して大阪府に承継し、償還
 - ・償還財源は財政調整財源等で負担

4 特別区及び大阪府への承継の姿

(1) 承継の姿

① 財産・債務の承継の姿 (全体イメージ)

※準公営企業・公営企業会計を除く
 ※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある(次ページも同じ)



■ 財産・債務の承継（一般会計・政令等会計の状況）

(財産)		特別区等	大阪府	備考
不動産	行政財産	6兆7,229億円	2兆4,157億円	行政財産では、消防、高等学校、美術館等関係のほか、国際見本市会場などの産業拠点を大阪府に承継。普通財産は特別区に承継
	普通財産等	2,953億円	—	
物品		153億円	289億円	大阪府に承継する割合が高いが、その大半は消防関係の物品
株式		6,300億円	825億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な関西国際空港土地保有(株)株式、財務リスク関係などについては大阪府に承継
出資による権利		77億円	2,391億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学出資などについては大阪府に承継
債権		787億円	816億円	大阪府の事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学貸付金、財務リスク関係などについては大阪府に承継
基金・現金		2,219億円	6,763億円	財務リスクへの引当てとして、財政調整基金1,589億円のうち293億円を大阪府に承継。ただし、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分。偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議 公債償還基金〔公債費会計所管〕は、大阪市債の償還財源として、大阪府に承継
合計		7兆9,719億円	3兆5,241億円	

※基金のうち、万博会場建設費を負担する基金（特別区設置後に生じる額を負担するものに限る）については、金額が未定であるため、数字に含まれていない

(債務)		特別区等	大阪府	備考
債務負担行為		1,733億円	1,201億円	契約等による確定債務は、事務分担(案)に基づき承継。偶発債務は、事務分担(案)に対応して承継すべきものを除き、大阪府に承継
	うち偶発債務	33億円	2億円	
地方債		23億円	2兆7,836億円	地方債を大阪府へ一元的に承継（母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還）。償還財源は財政調整財源等で負担

※偶発債務のうち、特定調停に伴う資金借入金に係る損失補償（MDC（湊町開発センター）、ATC（アジア太平洋トレードセンター）、クリスタ長堀）については、今後の支出予定額が「特定調停による所要額」となっているので、数字に含まれていない

4 特別区及び大阪府への承継の姿

② 財産・債務の承継の姿（特別区別イメージ）

特別区別の内訳は、次のとおり

（一般会計・政令等会計ベース
人口はH27年国勢調査による）

特別区別

	淀川区	北区	中央区	天王寺区	大阪府
(1)行政財産 (人口1人当たり(万円))	12,486 (209.5)	18,717 (249.8)	20,042 (282.5)	14,269 (224.2)	24,446 (27.7)
(2)普通財産等 (人口1人当たり(万円))	539 (9.0)	252 (3.4)	598 (8.4)	600 (9.4)	0 (0.0)
(3)株式・出資による権利 (人口1人当たり(万円))	1,594 (26.8)	1,594 (21.3)	1,594 (22.5)	1,594 (25.1)	3,216 (3.6)
(4)債権 (人口1人当たり(万円))	197 (3.3)	196 (2.6)	196 (2.8)	198 (3.1)	816 (0.9)
(5)基金・現金 (人口1人当たり(万円))	502 (8.4)	584 (7.8)	536 (7.6)	569 (8.9)	6,763 (7.7)
財産合計 (人口1人当たり(万円))	15,319 (257.1)	21,342 (284.8)	22,967 (323.7)	17,231 (270.7)	35,241 (39.9)

(億円)

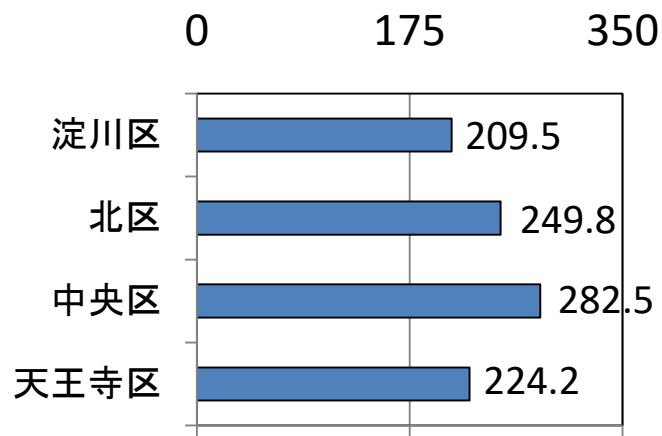
(1)「行政財産」、(2)「普通財産等」は、不動産・物品の金額

人口1人当たりの金額で見ると

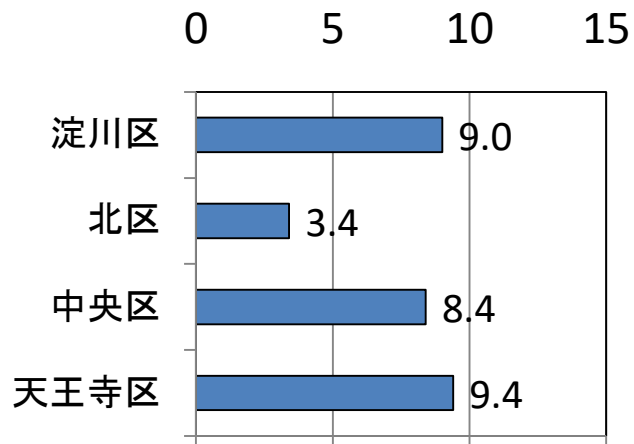
（端数処理の関係で、内訳と合計
が合わない場合がある(次ページ
以降も同じ)）

人口1人当たり財産(万円)

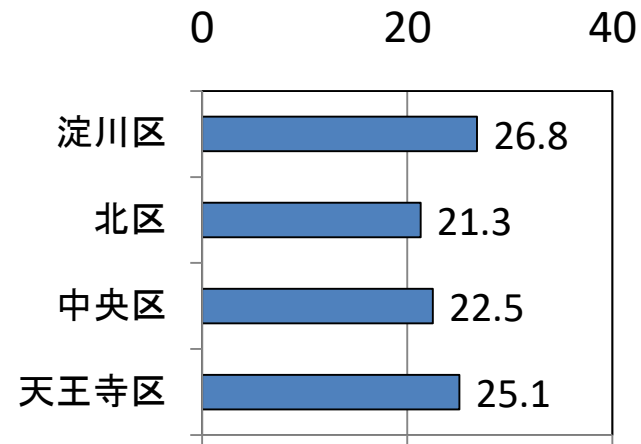
行政財産



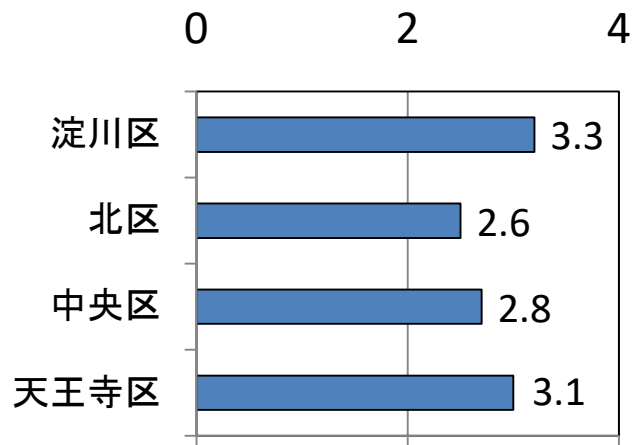
普通財産等



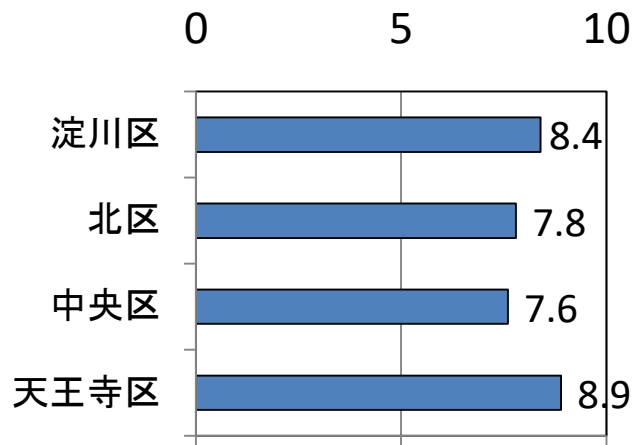
株式・出資



債権



基金・現金



4 特別区及び大阪府への承継の姿

(2) 特別区別の試算

① 全体像

財産

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	一部事務組合	小計		
一般会計	107,998	15,306	21,319	22,675	17,213	2,835	79,349	28,649	—
	100.0%	14.2%	19.7%	21.0%	15.9%	2.6%	73.5%	26.5%	—
政令等会計	6,961	12	23	292	18	24	370	6,592	—
	100.0%	0.2%	0.3%	4.2%	0.3%	0.4%	5.3%	94.7%	—
計	114,960	15,319	21,342	22,967	17,231	2,860	79,719	35,241	—
	100.0%	13.3%	18.6%	20.0%	15.0%	2.5%	69.3%	30.7%	—

(参考)

準公営企業会計	15,287	—	—	—	—	—	—	15,287	—
中央卸売市場	822	—	—	—	—	—	—	822	—
港営	2,636	—	—	—	—	—	—	2,636	—
下水道	11,829	—	—	—	—	—	—	11,829	—
公営企業会計	4,932	—	—	—	—	—	—	4,932	—
水道	4,723	—	—	—	—	—	—	4,723	—
工業用水道	209	—	—	—	—	—	—	209	—
全会計合計	135,179	15,319	21,342	22,967	17,231	2,860	79,719	55,460	—
	100.0%	11.3%	15.8%	17.0%	12.7%	2.1%	59.0%	41.0%	—

② 財産の承継内訳

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	一部事務組合	小計		
行政財産	91,386	12,450	18,680	20,006	14,233	1,859	67,229	24,157	—
(不動産)	100.0%	13.6%	20.4%	21.9%	15.6%	2.0%	73.6%	26.4%	—
うち土地(件数)	3,967件	887件	853件	1,071件	809件	34件	3,654件	313件	—
	100.0%	22.4%	21.5%	27.0%	20.4%	0.9%	92.1%	7.9%	—
(面積)	5,143ha	1,055ha	795ha	1,122ha	757ha	147ha	3,876ha	1,267ha	—
	100.0%	20.5%	15.5%	21.8%	14.7%	2.9%	75.4%	24.6%	—
うち建物(件数)	2,542件	591件	572件	674件	464件	31件	2,332件	210件	—
	100.0%	23.2%	22.5%	26.5%	18.3%	1.2%	91.7%	8.3%	—
(面積)	1,280ha	284ha	257ha	333ha	286ha	18ha	1,179ha	101ha	—
	100.0%	22.2%	20.1%	26.0%	22.4%	1.4%	92.1%	7.9%	—
うち工作物(件数)	184,418件	29,333件	32,137件	32,605件	27,985件	39件	122,099件	62,319件	—
	100.0%	15.9%	17.4%	17.7%	15.2%	0.0%	66.2%	33.8%	—
美術館・博物館	856	0	0	0	0	0	0	856	—
大規模集客施設	596	0	0	0	0	0	0	596	—
道路	24,843	3,090	5,604	5,681	2,601	0	16,976	7,867	—
公園	11,710	1,222	2,411	2,685	1,237	0	7,554	4,156	—
高等学校	1,432	0	0	0	0	0	0	1,432	—
大阪市立大学	47	0	0	0	0	0	0	47	—
消防	637	0	0	0	0	0	0	637	—
港湾施設	5,962	0	0	0	0	0	0	5,962	—
その他	45,304	8,138	10,666	11,641	10,395	1,859	42,699	2,605	—

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	一部事務組合	小計		
普通財産等	2,953	539	252	598	600	964	2,953	0	—
(不動産)	100.0%	18.2%	8.5%	20.3%	20.3%	32.6%	100.0%	0.0%	—
うち土地(件数)	444件	56件	71件	108件	38件	171件	444件	0件	—
	100.0%	12.6%	16.0%	24.3%	8.6%	38.5%	100.0%	0.0%	—
(面積)	181ha	28ha	14ha	32ha	5ha	103ha	181ha	0ha	—
	100.0%	15.2%	7.5%	17.6%	2.8%	56.9%	100.0%	0.0%	—
うち建物(件数)	145件	21件	27件	21件	12件	64件	145件	0件	—
	100.0%	14.5%	18.6%	14.5%	8.3%	44.1%	100.0%	0.0%	—
(面積)	47ha	5ha	3ha	8ha	13ha	19ha	47ha	0ha	—
	100.0%	10.3%	5.9%	16.2%	28.3%	39.3%	100.0%	0.0%	—
うち工作物(件数)	546件	44件	152件	62件	19件	269件	546件	0件	—
	100.0%	8.1%	27.8%	11.4%	3.5%	49.3%	100.0%	0.0%	—
物品	442	36	36	36	36	9	153	289	—
	100.0%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	1.9%	34.6%	65.4%	—
(件数)※1	6,827件	853.3件	855.1件	853.3件	853.3件	204件	3,619件	3,208件	—
	100.0%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	3.0%	53.0%	47.0%	—
美術館・博物館	14	0	0	0	0	0	0	14	—
消防	209	0	0	0	0	0	0	209	—
その他	219	36	36	36	36	9	153	66	—
動産	56件	26件				0件	26件	30件	—
物権	27,370㎡	0㎡	0㎡	79㎡	0㎡	0㎡	79㎡	27,291㎡	—
無体財産権	12件	3件	3件	3件	1件	0件	10件	2件	—

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	一部事務組合	小計		
株式	7,125	1,575	1,575	1,575	1,575	0	6,300	825	—
	100.0%	22.1%	22.1%	22.1%	22.1%	0.0%	88.4%	11.6%	—
(件数)※1	30件	4.8件	4.8件	4.8件	4.8件	0件	19件	11件	—
	100.0%	15.8%	15.8%	15.8%	15.8%	0.0%	63.3%	36.7%	—
空港・港湾関係	761	0	0	0	0	0	0	761	—
高速道路関係	30	0	0	0	0	0	0	30	—
ATC等関係	34	0	0	0	0	0	0	34	—
その他	6,300	1,575	1,575	1,575	1,575	0	6,300	0	—
出資による権利	2,468	19	19	19	19	0	77	2,391	—
	100.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.0%	3.1%	96.9%	—
(件数)※1	60件	12.8件	12.8件	12.8件	12.8件	0件	51件	9件	—
	100.0%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	0.0%	85.0%	15.0%	—
大阪市立大学	1,023	0	0	0	0	0	0	1,023	—
産業技術研究所	49	0	0	0	0	0	0	49	—
高速道路関係	1,308	0	0	0	0	0	0	1,308	—
その他	88	19	19	19	19	0	77	11	—

4 特別区及び大阪府への承継の姿

(億円)

	総額	特別区						大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	一部事務組合	小計		
債権	1,603	197	196	196	198	0	787	816	—
	100.0%	12.3%	12.2%	12.2%	12.4%	0.0%	49.1%	50.9%	—
(件数)※1	51件	9.4件	10.3件	8.1件	10.1件	0件	38件	13件	—
	100.0%	18.5%	20.3%	15.9%	19.8%	0.0%	74.5%	25.5%	—
大阪市立大学	40	0	0	0	0	0	0	40	—
空港・港湾関係	363	0	0	0	0	0	0	363	—
ATC等関係	305	0	0	0	0	0	0	305	—
その他	896	197	196	196	198	0	787	109	—
基金・現金	8,982	502	584	536	569	28	2,219	6,763	—
	100.0%	5.6%	6.5%	6.0%	6.3%	0.3%	24.7%	75.3%	—
(件数)※1	43件	9.6件	9.6件	8.6件	8.6件	2件	38.5件	4.5件	—
	100.0%	22.4%	22.4%	20.1%	20.1%	4.7%	89.5%	10.5%	—
美術館関係	30	0	0	0	0	0	0	30	—
財政調整基金	1,589	287	361	342	307	0	1,296	293	—
公債費償還基金	6,438	0	0	0	0	0	0	6,438	—
その他	925	215	223	194	262	28	923	2	—
計	114,960	15,319	21,342	22,967	17,231	2,860	79,719	35,241	—
	100.0%	13.3%	18.6%	20.0%	15.0%	2.5%	69.3%	30.7%	—

※1 「物品」、「株式」、「出資による権利」、「債権」、「基金」の件数のうち、1つの財産を複数の承継先に分配しているものについては、小数点以下第1位まで表示

債務

(億円)

債務負担行為	総額	特別区					小計	大阪府	その他	
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	一部事務組合				
一般会計	3,250	1,670					53	1,723	1,000	526
政令等会計	210						9	9	201	

※債務負担行為については、現時点では、どの特別区の事業であるか特定できないため一括して記載

(参考)

準公営企業会計	1,830	—	—	—	—	—	—	1,830	—	
公営企業会計	1,198	—	—	—	—	—	—	1,198	—	
全会計合計	6,487	1,670					62	1,733	4,229	526

地方債	総額	特別区					小計	大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	一部事務組合			
一般会計	27,830	—	—	—	—	—	—	27,830	—
政令等会計	29	6	6	6	6	—	23	5	—
計	27,859	6	6	6	6	—	23	27,836	—

(参考)

準公営企業会計	6,405	—	—	—	—	—	—	6,405	—
中央卸売市場	566	—	—	—	—	—	—	566	—
港営	1,288	—	—	—	—	—	—	1,288	—
下水道	4,551	—	—	—	—	—	—	4,551	—
公営企業会計分	1,331	—	—	—	—	—	—	1,331	—
全会計合計	35,595	6	6	6	6	—	23	35,571	—

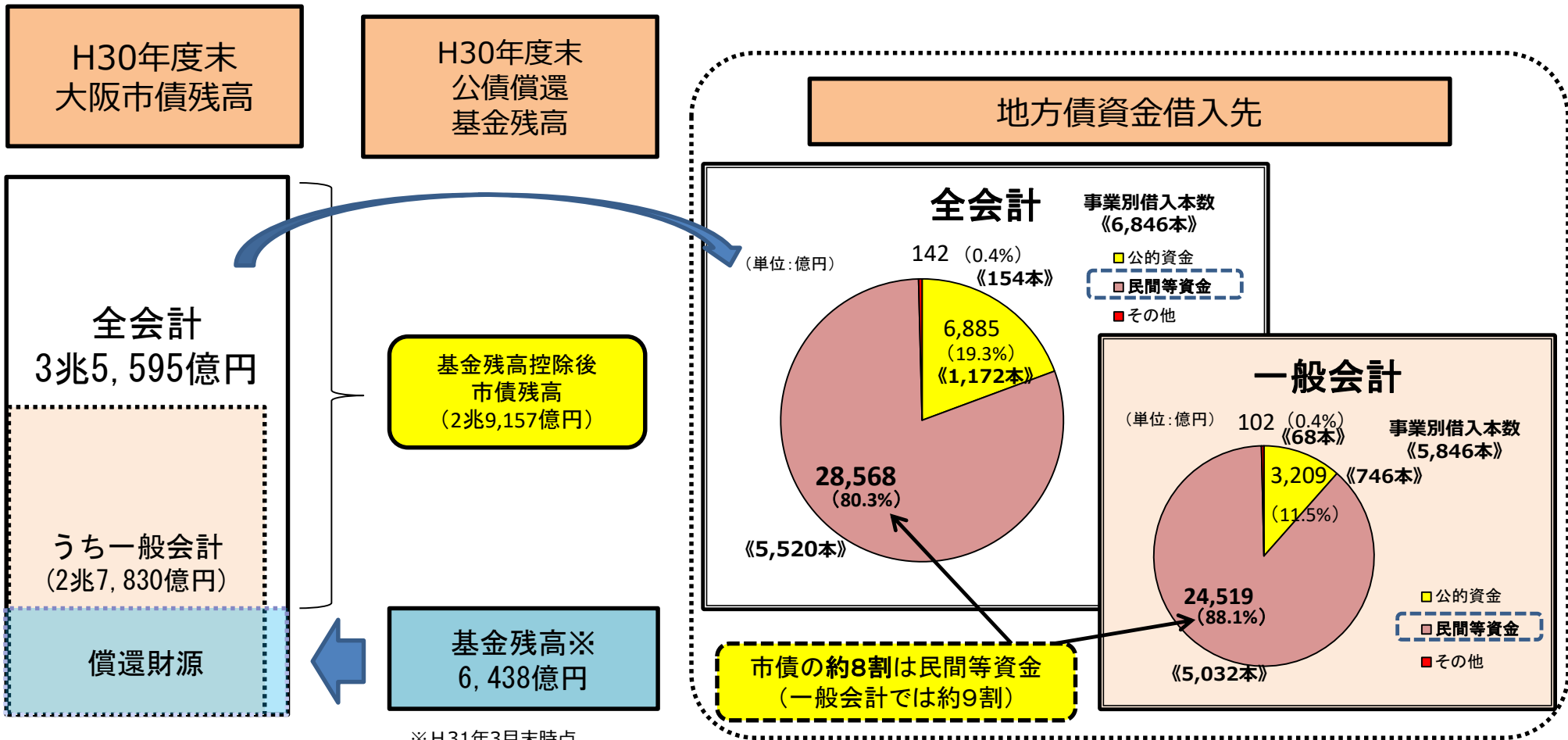
(参考) 普通財産等の財産区分ごとの考え方

財産区分	【原則】特別区へ承継		【例外】一部事務組合または大阪府へ承継	
	考え方	事例	考え方	事例
不動産 (土地・建物) ・(工作物)	・所在特別区 ・地域の実情に合った活用方法等を住民自らが身近なところで決定できるようにするため	区役所、学校等跡地 市民交流センター跡地 市営住宅建替跡地 など	・特定の区に所在しない市外の財産は、一元的に管理運営する観点から、一部事務組合に承継 ・大阪市未利用地活用方針において処分検討地に位置づけられている用地は、偏在是正の観点から、一部事務組合に承継	《一部事務組合》 ・市外に所在する土地・建物 ・処分検討地 など
株式・出資による権利	・特別区数割 ・株式の活用、処分の方針を住民自らが身近なところで決定するため ・法人の経営に関する権利は、必ずしも一括保有して従来の地位を確保する必要のないものが多いため	関西電力(株)株式、 大阪市高速電気軌道(株)株式、 財団法人への出資、 出捐 など	大阪府の事務分担(案)と密接不可分なもの	《大阪府》 ・関西国際空港土地保有(株)株式 ・公立大学法人大阪市立大学出資 など
			財務リスクの管理主体となる大阪府に承継	《大阪府》 (株)湊町開発センター株式 アジア太平洋トレードセンター(株)株式 クリスタ長堀(株)株式
債権 (貸付金) ・(保証金)	・個人向け貸付金 債務者割 ・住民との関係が直接的であり、個々の実情に応じた債権管理を行う必要があるため、区内の債務者数や債務額に応じて配分	災害援護資金貸付金 国民健康保険出産費資金貸付金 など	大阪府の事務分担(案)と密接不可分なもの	—

債権 (貸付金) 保証金	・法人向け貸付金 特別区数割 ・住民との関係が間接的であるため、各特別区に均等に配分 ・保証金 ・賃借施設等の所在特別区	大阪外環状鉄道(株)貸付金 賃借施設にかかる入居保証金(敷金) など	大阪府の事務分担(案)と密接不可分なもの 財務リスクの管理主体となる大阪府に承継 償還があったものは財務リスクへの引当てとして積立て(貸付金)	《大阪府》 関西国際空港土地保有(株)貸付金、大阪港埠頭(株)貸付金、大阪市食肉市場(株)貸付金 など 《大阪府》 (株)湊町開発センター貸付金 アジア太平洋トレードセンター(株)貸付金 クリスタ長堀(株)貸付金 アジア太平洋トレードセンター(株)保証金
	基金・現金	特別区数割、人口割など客観的な指標により配分 ・各特別区に均等又はサービスの対象層の方の人口などで配分	大阪市教育振興基金 大阪市社会福祉振興基金 大阪市おとしより健康基金 災害救助基金 大阪市財政調整基金 (MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償相当額を除いた後の額) など	一部事務組合の事務分担(案)と密接不可分なもの
基金による事業が特定区のみを対象としているもの				《現北区》 大阪市地域活性化事業基金 《現港区》 大阪港振興基金の一部 など
健全な財政運営に資することを目的として積み立てられた資金であり、将来の財務リスクへの引当てとして管理				《大阪府》 大阪市財政調整基金 (MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償に相当する額)
大阪市債の償還財源の一部として、市債の承継先に承継				《大阪府》 公債償還基金
万博会場建設費など広域的な役割に係る事業は、大阪府の事務として承継				《大阪府》 万博会場建設費を負担する基金(特別区設置後に生じる額を負担するものに限る)

▶ (現金について)

- ◇ 現金は特別区に配分することを基本
- ◇ 配分方法については、税源の所在特別区、使用料・手数料は該当施設の所在特別区など、基本は、現金の目的・内容に応じて特別区に配分する
- ◇ 歳入歳出外現金は徴収の目的に応じて、特別区又は大阪府に承継する
 - (例) ・市営住宅敷金・・・市営住宅の運営事務は各特別区に承継されるため、敷金も各特別区へ
 - ・契約保証金・・・個々の契約の承継先に応じて承継



大阪市 借入先別地方債残高

(単位：億円)

会計別	平成30年度 末残高	公的資金					民間等資金			その他			備考欄	
		財政融資資金	地方公共団体金 融機構借入金	簡易生命保険 資産借入金	郵便貯金資産 借入金		市場公募債	銀行等引受債		共済組合等	国庫借入金	府借入金		
一般会計	27,830	3,209	1,826	745	543	95	24,519	17,960	6,559	102	29	69	4	
特別会計	7,764	3,676	1,543	1,583	550	0	4,049	3,425	623	40	16	23	0	
政令等	食肉市場事業会計	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	駐車場事業会計	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉貸付資金会計	23	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	国庫：母子父子寡婦福祉貸付資金
準公営企業	中央卸売市場事業会計	566	207	115	92	0	360	328	32	0	0	0	0	
	港営事業会計	1,288	34	31	3	0	1,254	766	488	0	0	0	0	
	下水道事業会計	4,551	2,380	819	1,011	550	0	2,162	2,058	104	8	8	0	0
公営企業	水道事業会計	1,325	1,046	574	473	0	270	270	0	8	8	0	0	
	工業用水道事業会計	6	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	35,595	6,885	3,369	2,328	1,093	95	28,568	21,385	7,183	142	45	92	4	

※ H30年度決算ベース

※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある